

比布町ふるさと納税返礼品開発に向けた
地域おこし協力隊(ふるさと納税返礼品開発分野)受託事業者 仕様書

1 委託業務の目的

本業務は、地域おこし協力隊員(以下「隊員」という)の活動を通じて、地域内に存在する多様な資源を活用し、企業や団体等(以下「受託事業者」という)と連携してふるさと納税返礼品^{*}の開発を推進することを目的とする。

これにより、地域資源の有効活用を図るとともに、地域経済の活性化および持続可能な財源の確保を目的とする。

※返礼品は総務省が定める「地場産品基準」のいずれかに該当する必要があります。

【主な地場産品基準】

- ・比布町内で生産されたもの
- ・原材料の主要な部分が比布町内で生産されたもの
- ・製造、加工等の工程のうち、主要な部分を比布町内で行っているもの
- ・比布町内で提供される役務(宿泊・体験サービス)であること

2 委託業務の対象となる活動

(1)比布町ふるさと納税返礼品開発のための活動

- ・地域資源の発掘、調査
- ・商品の企画、試作、商品化
- ・商品のブランド化、品質の向上

(2)町のPR活動

(3)町のイベント参加など地域の活性化に寄与する活用

(4)その他、町長が必要と認める活動

3 受託事業者の責務

(1)隊員の雇用に関すること

(2)隊員候補者の選定に関すること

(3)隊員活動の支援、管理及び実績の取りまとめ

(4)隊員活動に必要な情報収集及び研究

(5)隊員の地域への定住のためのサポート

(6)隊員の日常生活に関する助言及び相談対応

(7)その他隊員の円滑な地域おこし活動のために必要な事項

4 委託契約期間

委託契約の締結日から令和9年3月31日まで

※隊員の任期(最長3年)に応じて再委託することができます。

5 委託契約金額

(1)隊員1人当たり年額 5,500,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とします。下表のとおり項目ごとにも上限があり、委託費が報償費と活動費、合計額それぞれの 上限を超えることはできません。

項目	上限額【年額】
報償費	3,500,000 円
活動費	2,000,000 円

※年度途中の雇用や退職などにより隊員の活動が1年に満たない場合の上限額は、月割り・日割りにより計算します。

(2)委託契約金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするものであり、同要綱が改正された場合は、金額に変更が生じることがあります。

6 隊員の要件

隊員は、生活の拠点を3大都市圏内の都市地域又は政令指定都市から比布町に住民票を異動させた者若しくはこれまでに隊員として、2年以上の経験があり、かつ解嘱から1年以内である者とします。

7 隊員の活動に関する対象経費【活動費】

別表「比布町地域おこし協力隊活動費にかかる基準」のとおり

8 隊員の活動条件

(1)隊員の活動時間は、1日7時間 45 分、週38時間45分を最低活動時間として、受託事業者と隊員が協議の上で定めてください。

(2)隊員の雇用に当たっては、労働関係法令を遵守してください。

(3)受託事業者は、隊員が地域や他の隊員との交流活動に参加できるよう配慮してください。

9 活動報告及び実績報告

- (1) 毎月の業務完了後、受託事業者は隊員と共同で活動月報及び活動費使用計画書兼実績報告書を作成し、町に提出してください。
- (2) 受託事業者は、毎年度、委託契約期間の最終日までに、隊員と共同で実績報告書を作成し、町に提出してください。